# 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書

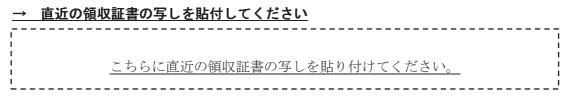
年 月 日

所在地(住所)	
法人名 (屋号)	
代表者氏名	印

□チエック欄(該当する項目のいずれかにチエックを入れてください)

## 1 《領収証書の写しを貼付する場合》

□ 当事業所は、現在、伊佐市の特別徴収義務があり、従業員等の個人住民税について、特別徴収を 実施し納入しています。



## 2 《伊佐市内に事業所がなく居住する従業員等もいない場合》

□ 当事業所は、伊佐市内に事業所(支店、営業所等を含む。)がなく、かつ、伊佐市内に居住する 従業員等がいません。

	《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》	伊	
3		佐	
5	当事業所は、従業員等の個人住民税について	市	
	特別徴収を実施しています。	確	
		認	
		印	
	《特別徴収義務がない場合》	伊	
4		佐	
4	当事業所は、個人住民税について特別徴収義務の	市	
	ない事業所です。	確	
		認	
		印	
	《特別徴収義務があるが実施していない場合》	伊	
5	当事業所は、 年 月から、従業員等の	佐	
5	個人住民税について、特別徴収を開始することを誓	市	
	約します。	確	
	つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社	認	
	(者)あてに送付してください。	印	

注)以下のチェック項目に該当する場合は、伊佐市税務課(大口庁舎)又は地域総務課(菱刈庁舎)で確認を受けてください。

注)5の誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回の申請時に特別徴収義務がありながら実施していない場合は、申請できません。

### 『特別徴収事業者であること』が入札参加申請の要件に加わります。

個人住民税の特別徴収制度は、地方税法や各市町村の条例等で定められており、所得税の源泉徴収 をしている従業員がいる場合は、特別徴収することが義務づけられています。

伊佐市では、法令遵守の観点から、この個人住民税特別徴収を推進しており、平成27年度からの 入札参加資格審査申請において、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを要件 に加えました。そのため、入札参加資格審査申請の際には「個人住民税特別徴収実施確認・開始誓 約書」の提出が必要となります。

《記載要領》

● (共通)

本様式は、伊佐市の入札参加資格審査において、地方税法及び各市町村の条例に従い、給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認するために提出いただく書類です。

#### 1 《領収証書の写しを貼付する場合》

個人住民税の特別徴収を実施している事業所であり、伊佐市から発送される所定の様式で納入され ている場合は、直近の特別徴収に係る領収証書の写しを貼り付けてください。

※最近のいずれか1ヶ月分で構いません。

※伊佐市の確認印は不要です。

※ここでの特別徴収に係る領収証書とは、伊佐市から発行される納入書と一緒に綴られている領収 証書のことをいいます。

	鹿児島県伊佐市	個 人 市 民 税 <b>(領</b> 個 人 県 民 税	収証書 🕸
	4 6 2 2 4 1	口 座 番 号 02000-7-960038 指 定 番 号	加 入 者 名 伊佐市会計管理者 納入金額(1)
<u>領収証書見本</u> (特別徴収義務者の 記載があります。)	納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。	-括数収 分を含む 退職 入所得分	
	納期限	額     督     促       手数料	
	(特別徴収義務者) 住 所 T 又は 所在地		領 収 日
	氏 名 又は 名 称 上記のとおり領収しました。	······	付 印 (納入者保管)

1

## 2 《伊佐市内に事務所がなく居住する従業員等もいない場合》

伊佐市内に事業所(支店、営業所等を含む。)がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がいな い場合は、該当項目のチェック欄にチェックを記入してください。

※伊佐市の確認印は不要です。

#### 3 《特別徴収を実施しているが領収証書がない場合》

個人住民税の特別徴収を実施しているが、伊佐市から発送される所定の様式の領収証書の写しが貼 付できない場合(以下の場合等)については、伊佐市税務課(大口庁舎)又は地域総務課(菱刈庁舎) で「特別徴収を実施していること」の確認を受けてください。

【想定される状況】

- ・地方税納付代行サービスを利用して納税している場合
- ・督促状によって納税した場合
- ・市町村の窓口等で、所定の納入書以外の納付書で納税した場合
- ・特別徴収の手続きを行ったが、納入開始前の場合や納入すべき個人住民税が発生しなかった場合
   ・滞納処分によって微税が行われた場合

※伊佐市内に事業所(支店、営業所等を含む。)がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等がいない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

#### 4 《特別徴収義務がない場合》

所得税法第184条に規定する「常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払いをする者」 であり、所得税の源泉徴収義務がない事業所である場合等については、個人住民税の特別徴収義務 がない事業所として証明することになります。

※個人事業主の方は、確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は青色申告決算書の写し(いずれかの書類の「給料賃金の内訳」部分を確認します。)を持参し、伊佐市税務課(大口庁舎)又は地域総務課(菱刈庁舎)で「特別徴収義務がないこと」の確認印を受けてください。

※伊佐市内に事業所(支店、営業所等を含む。)がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等が いない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

### 5 《特別徴収義務があるが実施していない場合》

この誓約は、現在、特別徴収義務がありながら実施していない事業所で、普通徴収から特別徴収 への切り替えが間に合わない等、真にやむを得ない場合に使用するものです。

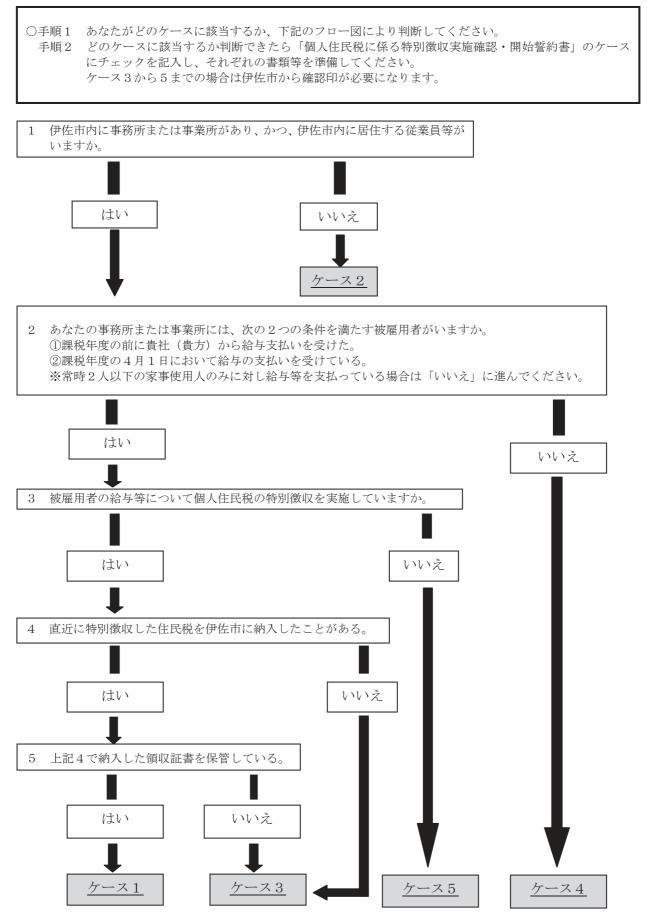
遅くとも当該申請を行う日の属する年度の翌年度課税に係る個人住民税から特別徴収を開始す る「誓約」をし、伊佐市税務課(大口庁舎)又は地域総務課(菱刈庁舎)で確認印を受けてくださ い。

なお、誓約による申請は、1回だけの特別措置です。次回の入札参加資格申請時に特別徴収義務 がありながら実施してない場合は、申請することができません。

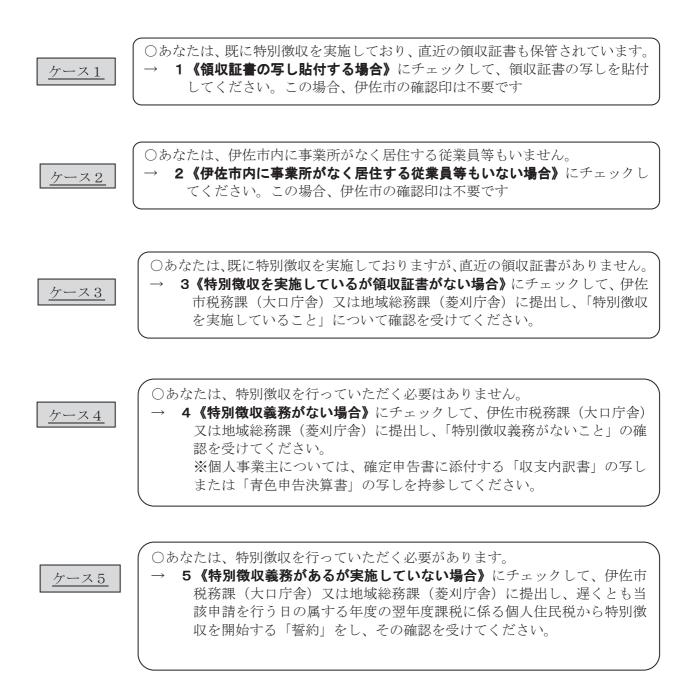
※伊佐市内に事業所(支店、営業所等を含む。)がなく、かつ、伊佐市内に居住する従業員等が いない場合は、2のチェック欄に該当となり、伊佐市の確認印は不要です。

> 問い合わせ先 伊佐市役所(大口庁舎)税務課市民税係 電話番号:0995-23-1311(内線 1186~1189)

## 個人住民税に係る特別徴収実施確認・開始誓約書フロー図



※各ケースの詳しい説明は次のとおりです。



個人住民税の特別徴収(給与天引き)を実施していない 事業主の皆様へ

鹿児島県と県内全ての市町村からのお知らせ、 県内の全市町村は、平成27年度に 個人住民税特別徴収の対象となる事業者を 一斉に指定します。

◎個人住民税の特別徴収とは

- 事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である 従業員等に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を<u>徴収(給与天引き</u>)し,納入 していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

◎特別徴収による納入方法

〇 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」と「納入書」を送付しますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町村に納入していただきます。

